

定 款

一般社団法人
災害復旧職人派遣協会

平成 28 年 11 月 17 日作成

一般社団法人災害復旧職人派遣協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人災害復旧職人派遣協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県大月市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、日本各地で発生する災害復旧活動に関わり、多様な専門技術を持つ職人を、全国各地の被災地に派遣することにより、生活インフラと安定的な日常生活の緊急的な確保と災害支援活動などを行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 災害支援事業
2. 人材育成事業
3. 環境保全事業
4. 国際交流事業
5. 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

第2章 社員

法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 社員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退社)

第9条 社員は、理事会において別段に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第11条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 16 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員等

(員数)

第 17 条 当法人の理事は、5 名以内を置く。

(選任等)

第 18 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第 19 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(代表理事・職務権限)

第 20 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

第 21 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第6章 附 則

(法人成立時の主たる事務所の所在場所)

第24条 この法人の成立時の主たる事務所の所在場所は次のとおりとする。

主たる事務所の所在場所 山梨県大月市猿橋町 630-1

(設立時の役員)

第25条 当法人の設立時の理事は、次のとおりである。

設立時理事 石岡博実

設立時理事 渡辺豊博

(設立時代表理事)

第26条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

山梨県大月市猿橋町殿上 630-1

設立時代表理事 石岡博実

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 27 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

山梨県大月市猿橋町殿上 630-1

石岡博実

静岡県三島市加茂 5 2 番地の 1 1

渡辺豊博

(最初の事業年度)

第 28 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(法令の準拠)

第 29 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に伴う。

以上のとおり、一般社団法人災害復旧職人派遣協会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士遠藤隆は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 28 年 11 月 日

山梨県大月市猿橋町殿上 630-1

設立時社員 石 岡 博 実

静岡県三島市加茂 5 2 番地の 1 1

設立時社員 渡 辺 豊 博

上記設立時社員 2 名の定款作成代理人

静岡県三島市梅名 6 0 7 番地の 7

司法書士 遠 藤 隆